



ロータリー：  
変化をもたらす

# 週報

## 入間ロータリークラブ



Rotary  
第 2570 地区



2017-2018 年度 RI 会長:イアン ライズリー RI2570 地区ガバナー: 細井保雄 会長:関谷永久 幹事:宮崎正文

第 13 号 2990 回例会 2017 年 10 月 5 日 (木)

### 『今日もロータリーしましょう!』

#### <ビジター・ゲスト>

田島法律事務所 弁護士 田島 遼一 様  
米山記念奨学生 李 秀美 様



「今日は一言、昨日初めて熊谷にて卓話をして来ました。」

#### <<今月のお祝い>>

会員誕生日	山岸義弘君 一柳達朗君 吉岡信人君	金井祐一君 佐藤輝武君
夫人誕生日	滝沢久美子様	繁田美香様
結婚記念日	豊田義継君 一柳達朗君 石川嘉彦君	新井 格君 荒井正武君

#### <会長の時間> 関谷永久会長

今月は『経済と地域社会の発展』と『米山月間』であります。

『米山奨学会』は日本独自 34 地区の多地区合同活動として RI から認められています。

この様な認可形態は他にも RLI などがあります。1967 年に財団法人を創立しましたが遡る事 15 年前に東京 RC の古沢会長によって最初に創られました。大きな事業目的はロータリアンと外国人留学生との交流を通じて国際親善と世界平和に寄与する事であり、これは今日迄貫いて来ています。

最大の特徴は世話クラブとカウンセラー制度の両輪です。今年度は毎月第一例にて奨学生の李さんに母国の事やこちらでの体験談等のお話をお願いしています。



又、地区やクラブの奉仕・体験活動にも積極参加もして頂いています。一方カウンセラーの一柳会員が李さんの日常の相談相手や交流の橋渡し役となって頑張っておられます。このカウンセラー体験は後に会員の大きな財産となると思います。李さんは大学生活では得られない社会の出会いと交流を通じて日本の心やロータリーの心を学んでいます、私達会員にとっても異国の多様な文化や価値観への理解を広げるチャンスでもあります。

半世紀にわたるこの米山奨学事業の資産は何といっても『米山学友』として元奨学生の活躍です。世界 124 か国約二万人の学友は世界を舞台に多方面で活躍をしています。学友こそが国際親善、世界平和の実践者と申し上げたいです。駐日大使や政府の通訳者、教育・研究者、など日本との関りを持ち続けている学友が殆どです。米山学友会は日本に 33、海外に 9 あり、今年度は財団創立 50 周年です。この記念事業も当クラブで行って頂きたいと思います。そして今年度の受入奨学生は昨年より 40 人増しの 780 人枠となり、2018 年度には更に 40 人増 820 人枠となります。毎年この時期米山寄付の件でお願いに回って来られますが以上の趣旨をご理解の上積極的に浄財を積み増して頂くよう改めてお願い申し上げます。

米山奨学関連のことについては当クラブには米山地区委員を務めて頂いた忽滑谷会員が居ることは会員にとって力強い限りです。

＜幹事報告＞

宮崎正文幹事

第4回定例理事会報告  
＜協議事項＞

- 1. 12月のプログラム
- 2. 万燈まつり予算
- 3. その他
  - ・万燈まつり交通安全パレードについて
  - ・安川電機訪問について
  - ・服装について



＜報告・予定等＞

- ・10月のロータリーレート 112円/\$
- ・10/5 万燈まつり実行委員会
- ・10/8 青少年奉仕オリエンテーション
- ・10/11 万燈まつり準備会
- ・10/12 入間南RCとの合同ゴルフコンペ
- ・10/13 第3グループ マイロータリー研修セミナー
- ・10/19 例会場変更(さくら草ホール)
- ・10/20 第3グループ 会長幹事会
- ・11/19 第2回クラブ奉仕部門セミナー
- ・10/4 入間市戦没者追悼式
- ・10/25 社会福祉協議会評議委員会
- ・11/3 入間航空祭
- ・11/10 入間市小中一貫教育研究発表会
- ・11/12 入間市名誉市民「木下博氏」胸像除幕式
- ・11/24 (金) 地域交流研修会

●委員長報告

＜会員増強委員会＞ 山岸義弘委員長

9月の第一例会にお配りした会員満足度アンケートを19日までに提出お願い致します。それ以降調査いたします。

＜会報・雑誌委員会＞ 吉沢誠十委員長

【ここだけは読んでおこう!】

- 横書き
  - P 8 米山学友たちの今
  - P22 新しいグローバル広告キャンペーン立ち上げについて
  - P28 日本のロータリー100周年を迎えるにあたり
- 縦書き
  - P 4 SPEECH 難民問題  
今、何が起きているか
  - P 9 クラブを訪ねて 高山中央クラブ
  - P13 友愛の広場 宮古馬絶滅の危機

＜親睦活動委員会＞

木下登委員長



本日、回覧いたしましておりますが、本年度の被災地視察会員旅行は仙台、松島、瑞巖寺と石巻の復興状況を説明案内してもらいますので、多くの方の参加宜しくお願い致します。

＜社会奉仕委員会＞

馬路宏樹委員長



10月10日は目の愛護デーです。アイバンクの登録をお願いします。「検眼は誰にでもできる人生最後の奉仕です」ご協力よろしくお願い致します。

＜米山記念奨学委員会＞ 一柳達朗委員長



毎年皆様をお願いしていただき、米山記念奨学会特別寄付に今年もご協力頂き、ありがとうございます。

＜出席報告＞

金井祐一委員長

会員数	出席数	出席率	前回修正率
44名	29名	70.73%	76.74%

事前欠席連絡 3名

＜ニコニコBOX＞ 田中快枝SAA

9月24日ハワイ世界自転車大会で30マイル走ってきました。青い海を見ながらの走行最高でした。「山根宏夫君」

今月で結婚10周年になります。これからも夫婦仲良く笑顔の絶えない家庭を作っていきます。「一柳達朗君」

田島先生、卓話宜しく申し上げます。「細淵克則君、関谷永久君、木下登君、宮崎正文君、田中快枝君」

本日¥60,000 累計¥290,164

## ■■■講師卓話■■■

### 《残業代問題について》

田島 遼一 様

#### 第1 憲法について

(労働時間規制の位置づけ)

#### 憲法 25 条

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

#### 憲法 27 条 2 項

「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」



#### ●基本原則について

##### (1) 法定労働時間

原則として週 40 時間、一日 8 時間

##### (2) 所定労働時間

一般に就業規則上の労働時間を指す。

##### (3) 休憩時間

労働時間が 6 時間を超える場合は 45 分、8 時間を超える場合は、1 時間を労働時間の途中に与える

##### (4) 休日 (法定休日、法定外休日)

##### (5) 法定時間外労働

##### (6) 法定休日労働

#### ●残業が認められるための要件

(1) 災害その他避けられない事由により臨時の必要のある場合 (ただし、行政官庁の許可を受けるのが原則)

(2) 労基法 36 条の協定を締結し、これを所轄の労働基準監督署長に届出てこれに従って労働させた場合

#### ●残業代について

##### (1) 残業代の種類

時間外労働、法定休日労働 深夜労働 割増率

##### (2) 残業代を支払っていない場合の効果

###### ① 債務不履行責任

遅延損害金の支払い義務 (遅延損害金の利率 使用者＝会社の場合年 6% 退職後は年 14.6%での請求が可能)

###### ② 労基法違反 付加金など

#### (3) 労働時間

労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであって、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんにより決定されるべきものではない。

・ (三菱重工業長崎造船所事件)

※労働時間把握義務 (労基法 108、109 条等)

#### ●残業代請求をされた場合の反論

##### ① 管理監督者 (労基法 41 条)

管理監督者であることを肯定した裁判例は極めて少ない。

##### ② 変形労働時間制

(労基法 32 条の 2、4、4 の 2、5)

##### ③ フレックスタイム制 (労基法 32 条の 3)

##### ④ 事業場外労働、裁量労働のみなし時間制など (労基法 38 条)

##### ⑤ 固定残業代の合意があること

ア. 法定割増賃金に満たない場合、差額分の支払い義務が発生する。(日本コンベンションサービス事件)

イ. 割増賃金に代えて支払う趣旨が明確でなければならない。(キャスコ事件)

ウ. 定額給のうち割増賃金相当部分を明確に区別できなければならない。(高知県観光事件、小里機材事件)

##### ⑥ 消滅時効の援用 (労基法 115 条)

#### ●残業代請求の解決

##### (1) 民事的な解決

① 会社と従業員との話し合いによる解決

② 紛争解決機関での解決

(労働局のあっせん、労働審判、民事訴訟)

##### (2) 労基署が介入してきた場合

##### (3) 他の従業員や退職者への波及効果

会社の名前がついた判例として、公的な記録に残る恐れがある。他の従業員まで波及する場合、高額な支払となり、会社経営を揺るがしかねない。

★憲法に書かれており、重要な事柄です。今一度残業の問題についてご確認下さい。

#### 発行 人間ロータリークラブ

■事務所：〒358-0023 入間市扇台 3-3-7 ハイッ斎竹 101 号 Tel. 04-2964-1700 Fax. 04-2965-5788

■Email iruma-rc@jupiter.plala.or.jp

■例会場：丸広百貨店入間店 6 F バンケットホール Tel. 04-2963-1111

■例会日：木曜日 12:30~13:30 ■会報委員：吉沢誠十 吉永章子 繁田光 間野尚 佐藤輝武

